

漁協の共済事業に対する 監督の実務

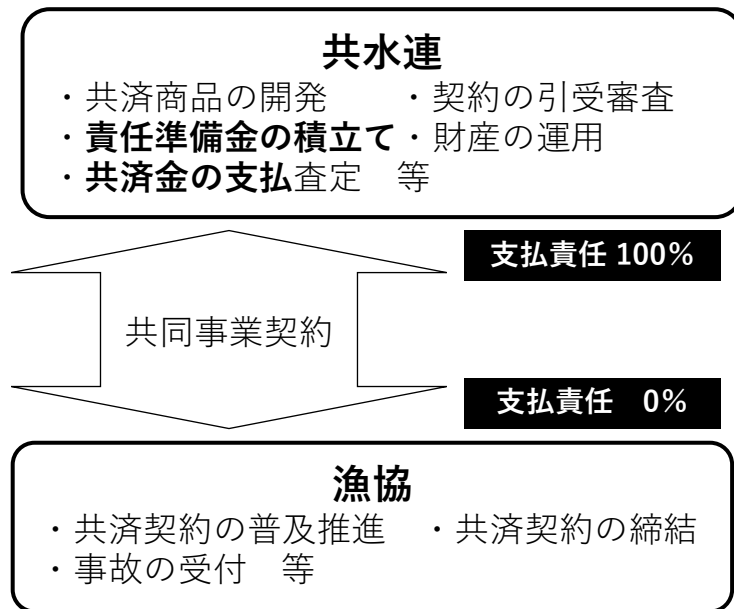
令和 8 年 5 月

農林水産省水産庁水産経営課

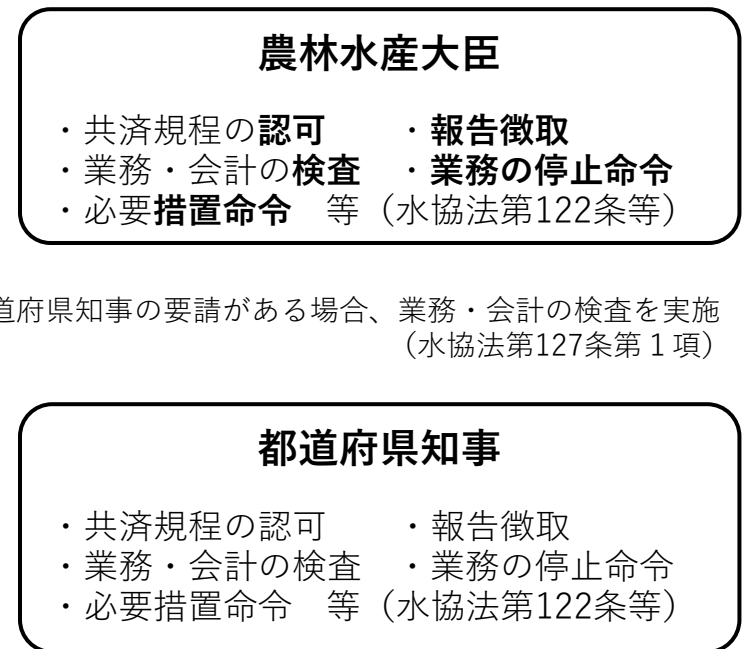
漁協の共済事業に対する監督体制

- JF共済は、**漁協と共水連が共同元受方式**により、以下の役割分担で事業を実施
 - 共水連**：商品開発、引受審査、**責任準備金の積立・運用**、**共済金の支払**等
 - 漁協**：普及・推進、契約締結、事故受付等
- 共済金の**支払責任は共水連が100%保有**
- 漁協の監督は都道府県知事、**共水連の監督は国（農林水産大臣）**が実施
- 水産庁は「漁協等の共済事業向けの総合的な監督指針」を、都道府県に対して、技術的な助言等として提示

JF共済（共同元受方式）



監督（行政庁）



漁協の共済事業に対する監督の内容

- JF 共済については、**保険会社と同レベルの規制を平成20年に法定化**
- 経営の健全性・契約者保護の観点から、**平成20年以降も保険会社と同レベルの規制を維持**

共済規程の認可（水協法第15条の2）

- 組合が、共済事業を行おうとするときは、共済規程を定め、**行政庁の認可を受けなければならない。**
- 共済規程の変更（軽微な事項その他の農林水産省令で定める事項に係るものを除く。）又は廃止は、行政庁の認可を受けなければ、その効力を生じない。
- 共済規程（掛金の算出方法等）について、共済計理人を関与させることとしている（水協法第15条の9）

保険業法の
相当規定

第123条

報告の徴取（水協法第122条）

- 行政庁は、組合から、当該組合が法令、法令に基づいてする行政庁の処分若しくは定款、規約、信用事業規程若しくは共済規程を守っているかどうかを知るために必要な**報告を徴し**、又は組合に対し、その組合員又は会員、役員、使用人、事業の分量その他組合の一般的状況に関する資料であつて組合に関する行政を適正に処理するために特に**必要なものの提出を命ずることができる。**

第128条

業務又は会計の状況の検査（水協法第123条）

- 行政庁は、共済事業を行う組合の事業の健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、いつでも、当該**組合の業務又は会計の状況を検査することができる。**

第129条

業務の停止等（水協法第123条の2）

- 行政庁は、共済事業を行う組合に対し、その事業の健全な運営を確保し、又は組合員を保護するため、組合の業務若しくは財産若しくは組合及びその子会社等の財産の状況又は事情の変更によつて必要があると認めるときは、当該事業に関し、定款、規約、共済規程の変更、業務執行の方法の変更、**業務の全部若しくは一部の停止等を命じることができる。**

第132条

違法行為に対する措置（水協法第124条）

- 行政庁は、報告を徴した場合又は検査を行った場合において、当該組合の業務又は会計が法令、法令に基づいてする処分又は定款、規約、共済規程に違反すると認めるときは、当該組合に対し、**必要な措置を採るべき旨を命ずることができる。**
- 行政庁は、組合が共済規程に定めた特に重要な事項に違反した場合において、必要措置命令に従わないときは、**共済規程の認可を取り消すことができる。**

第133条

「支払余力比率」（ソルベンシー・マージン比率）

- 共水連※が、大規模災害等の「通常の見込みを超えたリスク」に対して、支払余力（自己資本、準備金）をどの程度有しているかを示す指標
- 水協法では、共水連に対して早め早めの経営改善への取組みを促すため、**支払余力比率が200%を下回ると早期是正措置**を発動
- 共水連の支払余力比率は、**1312%（令和7年3月末）**

※ JF共済は、漁協と共水連により「共同元受方式」で実施されており、共済責任の全てを有する共水連が対象

※ 一定の支払の増加や金利の低下による収入減など「通常の見込み可能な範囲のリスク」に係る共済金支払に備えて「責任準備金（負債）」を積み立てているが、大規模災害による共済金支払の急激な増加や運用環境の悪化などの「通常の見込みを超えたリスク」に対しては「自己資本」・「準備金」で対応

○水産業協同組合法

（共済事業に係る経営の健全性の基準）

第十五条の三 主務大臣は、第十一条第一項第十二号の事業を行う組合の共済事業の健全な運営に資するため、次に掲げる額を用いて、当該組合がその経営の健全性を判断するための基準として共済金、返戻金その他の給付金（以下「共済金等」という。）の支払能力の充実の状況が適当であるかどうかの基準その他の基準を定めることができる。

- 一 出資の総額、利益準備金の額その他の農林水産省令で定めるものの額の合計額
- 二 共済契約に係る共済事故の発生その他の理由により発生し得る危険であつて通常の見込みを超えるものに対応する額として農林水産省令で定めるところにより計算した額

財務の健全性：支払余力比率に基づく早期是正措置

～漁協等の共済事業向けの総合的な監督指針～【財務の健全性】

- ソルベンシー・マージン比率の適切性（早期是正）
 - ・ 共水連の経営の健全性を確保するため、「共済金等の支払能力の充実を示す比率」という客観的な基準を用い、必要な是正措置命令を迅速かつ適切に発動していくことで、共水連の経営の早期是正を促す。共水連から、毎期のソルベンシー・マージン比率の報告を受け、支払余力比率が200%を下回った場合には、行政庁により経営の健全性の回復を図るための措置が実行される。
 - ・ 共水連から、毎期の支払余力比率の報告を受け、以下の対象区分に該当する場合は、改善計画の提出を求める。

【早期是正命令の内容】

$$\frac{\text{支払余力の総額}}{\text{リスクの総額} \times 1/2} \geq 200\%$$



区分	支払余力比率	措置の概要
第1区分	100%以上 200%未満	経営改善計画の提出及び実行
第2区分	0%以上 100%未満	配当・役員賞与の禁止、割戻しの禁止又は抑制、掛金の計算方法の変更、事業費の抑制、一部の従たる事務所の廃止、子会社等の株式の処分等
第3区分	0%未満	業務の全部又は一部の停止

(支払余力) (リスク)

- | | |
|-------------|-----------|
| 1 純資産の部の合計 | 1 共済リスク |
| 2 価格変動準備金 | 2 予定利率リスク |
| 3 異常危険準備金 等 | 3 資産運用リスク |
| | 4 経営管理リスク |

(注) JF共済における支払余力比率の算定の考え方は、基本的には保険業法におけるソルベンシー・マージン比率の算定に沿った内容となっている。

○ 共水連の支払余力比率

2024年3月末	2025年3月末
1072%	1312%

～漁協等の共済事業向けの総合的な監督指針～【財務の健全性】

○ 仕組開発に係る内部管理態勢

- ・ 共水連が仕組開発を行うに当たっては、法令等を踏まえ、自己責任原則に基づき、リスク面、財務面、推進面、法制面等あらゆる観点から検討する内部管理態勢の整備が求められる。

○ 責任準備金等の積立の適切性

- ・ 共水連は、共済契約に基づく将来における債務の履行に備えるため責任準備金等を積み立てなければならない。

○ 区分経理の明確化

- ・ 共済事業に係る会計を他の事業に係る会計と区分して経理しなければならない（水協法第15条の21）。なお、法令上の規定はないが、共水連は共済の種類ごとに区分して経理している。
(第1回地震保険と共済に係る勉強会・資料1 p18 参照)

～漁協等の共済事業向けの総合的な監督指針～【統合的リスク管理態勢】

○ 資産運用リスク管理態勢

- ・ 共水連は、共済掛金として収受した金銭その他の資産について、有価証券の取得、不動産の取得、金銭の貸付けその他の方法により運用を行っている。これら資産運用に係るリスクを認識した上で、適切な財産運用リスク管理態勢の整備を求めている。

○ 流動性リスク管理態勢

- ・ 共水連は、共済掛金収入等の状況により資金繰りに支障を来した場合、経営に重大な影響を及ぼす可能性があることから、日頃から資金繰り状況に注視し、適切にリスク管理の実施を求める。



組合に対するヒアリングや報告徴求等を通じ、必要に応じて内部管理態勢の改善等を求め、重大な問題があると認められる場合には、水協法第123条の2又は第124条に基づく行政処分を行う。

～漁協等の共済事業向けの総合的な監督指針～ 【検査・監督】

○ 報告の徴取（水協法第122条） 立入検査（水協法第123条）

- ・ 組合が問題を抱えている可能性がある際に、契約者保護と適切な業務運営の確保のために実施



○ 行政処分（水協法第123条の2、第124条）

- ・ 組合の適切な業務運営の確保と契約者保護、違法行為の是正等を目的として発動
 - ✓ 業務改善命令
 - ✓ 業務停止命令
 - ✓ その他の命令（役員解任、共済規程の認可取消し）

【監督上の措置の例】

- ・ 共済金等の支払漏れ → 例：水協法第124条第1項に基づく必要な措置（支払い）を取るべき旨の命令
- ・ 共済金の不正流用等 → 例：水協法第123条の2第2項に基づく業務改善命令

(参考資料)

(参考) 保険業法と水産業協同組合法の比較①

	保険業法	水産業協同組合法
	損害保険会社	共水連 漁協
監督行政庁	内閣総理大臣 (金融庁長官)	都道府県の区域を超える漁協・連合会及び 都道府県の区域の連合会は農林水産大臣 都道府県の区域を超えない漁協は都道府県 知事
主な組織	損害保険会社27社	全国組織である共水連と漁協(618組合) が共同で引受け
監督・検査	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保険業を営むには、内閣総理大臣の免許が必要。 (法第3条) ・ 業務停止命令等や免許取消しが可能。 (法第132・133条) ・ 報告徴求、立入検査権限あり。 (法第128・129条) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 共済事業を行うときは共済規程に係る行政庁の認可が必要。 (法第15条の2) ・ 業務停止命令等が可能。 (法第123条の2) ・ 行政庁による報告徴求・立入検査権限あり。 (法第122条、第123条) ・ 行政庁は毎年1回を常例として検査をすることとされている。 (法第123条)

(参考) 保険業法と水産業協同組合法の比較②

	保険業法	水産業協同組合法
	損害保険会社	共水連 漁協
責任準備金	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保険会社は、保険契約に基づく将来における債務の履行に備えるため、責任準備金を積み立てなければならない。 (法第116条) ・ 地震保険に係る責任準備金については、・・・積み立てなければならない。 (地震保険法施行規則第7条) <p>地震保険責任準備金の額 (2024年度末) 政府：2兆2,058億円 民間：5,990億円 計：2兆8,048億円</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 共済契約に基づく将来における債務の履行に備えるため、責任準備金を積み立てなければならない。 (法第15条の17) <p>責任準備金の額 (2024年度末) 543億円 (注)地震補償を含む共済契約に係る数字。</p>
流動性	<p>流動性リスクについて、</p> <ul style="list-style-type: none"> - 管理態勢の整備状況 (管理方針の策定、遵守状況の確認、ストレステストの実施、流動性危機時の対応策の設定等) - 役員や資金繰り管理部門、リスク管理部署、業務部門の管理方針等に基づく運営状況を検証。 <p>(監督指針II - 3 - 12)</p>	<p>流動性リスクについて、</p> <ul style="list-style-type: none"> - 管理態勢の整備状況 (管理方針の策定、遵守状況の確認、ストレステストの実施、流動性危機時の対応策の設定等) - 役員や資金繰り管理部門、リスク管理部署、業務部門の管理方針等に基づく運営状況を検証。 <p>(漁協等の共済事業向けの総合的な監督指針II - 3 - 12)</p>

(参考) 保険業法と水産業協同組合法の比較③

	保険業法	水産業協同組合法
	損害保険会社	共水連 漁協
料率の算出・行政庁の関与	<ul style="list-style-type: none"> 地震保険にかかる料率は、損害保険料率算出機構において算出され、内閣総理大臣（金融庁）に届出がなされ、内閣総理大臣（金融庁）において審査を行う。 （損害保険料率算出団体に関する法律第3条、第9条の3） 	<ul style="list-style-type: none"> 共済掛金の算出方法（料率）を共済規程に定め、行政庁の認可が必要。 （法第15条の2） 共済計理人を選任し、共済掛金の算出方法その他の事項に係る共済の数理に関する事項に関与させるとともに、共済計理人は、毎事業年度末に責任準備金の積立状況等を確認し、その結果を記載した意見書を理事会及び行政庁に提出。 （法第15条の24、第15条の25）
一事故当たりの総支払限度額等	<ul style="list-style-type: none"> 総支払限度額：12兆円 1回の地震等による支払保険金が総支払限度額（現行12兆円）を超える場合には、支払保険金の削減を行うことができる。 （地震保険に関する法律第4条） 	<ul style="list-style-type: none"> 総支払限度額の規定はなし。 異常危険準備金、契約者割戻準備金、任意積立金及び特別危険積立金を取り崩してもなお共済金を支払うことができないときは、その不足する額を限度として、一定の率により共済金を削減して支払う旨、約款で規定。 その業務又は財産の状況に照らしてその共済事業の継続が困難となる蓋然性がある場合には行政庁に対し、共済金額の削減その他の契約条項の変更を行う旨の申出をすることができる。 （法第17条の2）

(参考) 保険業法と水産業協同組合法の比較④

	保険業法	水産業協同組合法
	損害保険会社	共水連 漁協
財産運用	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保険料として収受した金銭その他の資産の運用を行うには、有価証券の取得その他の内閣府令で定める方法によらなければならない。 (法第97条、施行規則第47条) ・ 資産運用リスクについて、 <ul style="list-style-type: none"> - 管理態勢の整備状況（基本方針の策定、責任体制の明確化、リスク量を把握する体制、投資方針等） - 市場リスク管理の内容・手法 - 資産運用の方法に応じた管理態勢 - 資金の調達 - 資産の自己査定のあるり方 等を検証 (監督指針II-3-11)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 共済事業に係るものとして区分経理される財産については、農林水産省令で定める方法のほか、これを運用してはならない。 (法第15条の23) ・ 財産運用リスクについて、 <ul style="list-style-type: none"> - 管理態勢の整備状況（基本方針の策定、責任体制の明確化、リスク量を把握する体制、投資方針等） - 市場リスク管理の内容・手法 - 資産運用の方法に応じた管理態勢 - 資金の調達 - 資産の自己査定のあるり方 等を検証 (漁協等の共済事業向けの総合的な監督指針II-3-11)
区分経理等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地震保険は、危険準備金運用益を積み立てる必要があることから、危険準備金に相当する資産を他の一般の資産と分けて管理するなど、その運用益を把握するために、必要な範囲で個別の管理を行っている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 共済事業に係る会計を他の事業に係る会計と区分して経理しなければならない。 (法第15条の21) ・ 法令上の規定はないが、共水連は共済の種類ごとに区分して経理している。

(参考) 保険業法と水産業協同組合法の比較⑤

	保険業法	水産業協同組合法
	損害保険会社	共水連 漁協
契約者の範囲（地域・職種等の制限）	<ul style="list-style-type: none"> ・契約者の範囲が特定の地域または特定の職種に限定されていない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・正組合員： <ol style="list-style-type: none"> ①組合の地区内に住所を有し、かつ、定款で定める日数を超過して漁業を営み又はこれに従事する漁民 ②地区内に住所又は事業場を有する漁業生産組合 ③地区内に住所又は事業場を有する中小規模の漁業法人等 ・准組合員：正組合員の資格を有しない漁民、組合員の同一世帯者、水産加工業者など（法第18条） ・員外利用の制限：組合員及び他の組合の組合員の利用する総額を超過してはならない。（法第11条）

(参考) 保険業法と水産業協同組合法の比較⑥

	保険業法	水産業協同組合法
	損害保険会社	共水連 漁協
財務の健全性	<ul style="list-style-type: none"> 健全性の基準 (法第130条) ソルベンシー・マージン比率を発動基準とする早期是正措置の枠組みあり 	<ul style="list-style-type: none"> 健全性の基準 (法第15条の3、第123条の2) 支払余力比率を発動基準とする早期是正措置の枠組みあり
収支	<ul style="list-style-type: none"> (免許の審査時) 事業開始後5事業年度を経過するまでの間に申請者の1事業年度の当期純利益又は当期純剰余が見込まれることを確認。 (保険業法施行規則第10条の2) 	<ul style="list-style-type: none"> 共済事業を行う組合の出資の総額は、信用事業を行わない又は組合員数が一定以下等の要件に該当する場合は1,000万円以上、その他は1億円以上、共水連は10億円以上でなければならない。 (法第11条の4) 共水連の出資金額：53億円(令和6年度末) 共済規程の設定又は変更の認可を行う場合には、財産的基礎を有し、かつ、収支の見込みが良好であることを審査。 (法第15条の2、漁協等の共済事業向けの総合的な監督指針IV-2)